



ひとり親家庭にエールを届ける

# YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2024年5月

No.108

## 特集 親権と監護権について

離婚する際に決める、財産分与や慰謝料などの離婚条件のひとつに「親権」があります。

離婚条件のうち「親権」だけは、離婚時に父母のどちらが親権を取得するか決めなければいけません。しかしながら、父母のどちらも子どもを愛するあまり、親権について激しい争いになることもあります。また現在、「共同親権」についての民法改正案が国会にて審議中ですが、まずは、「親権」について、父親も母親も参考になるように、様々な角度から詳しく解説していきます。

### ■親権とは

#### 親権

身上監護権		財産管理権	
● 子供の監督保護・養育			
居所指定権	子供の住む場所を指定する権利	● 子供の財産を管理する	● 財産に関する法律行為を代わりに行う
懲戒権	子供が悪いことをした時に必要な範囲内で叱ったり、罰する権利		
職業許可権	職業に就く事を許可する権利		
身分上の行為の代理権	認知の訴え、15才未満の子の氏の変更、相続の承認・放棄など身分行為を子供に代わり行う権利		

親権とは、成年に達していない子どもの身上の世話と教育を行い、子どもの財産の管理を行うために、父母に認められる権利及び義務のことをいいます。なお、親権は子どもの利益（幸せ）を最優先に考えて行うべきとされており、子どもが成人年齢である18歳に達するまで親が子どもの利益のために行動することです。

### ●財産管理権とは

財産管理権とは、子どもの大切な財産を管理する権利です。未成年者の財産は一部例外を除き親権者が保護、管理をすることができます。例えば、未成年者であっても自らが労働の契約によって得たアルバイト代は管理の対象にはなりません。対象となる財産に関しては、親権者が必要に応じて処分をすることも可能です。※例えば、以下のような行為が当てはまります。

- ★子どもがもらったお年玉や、子供名義の預貯金を管理する
- ★子どもがアパートの賃貸借契約を締結することに同意する



●身上監護権⇒身上監護権は、子どもに衣・食・住を与えて保護・世話をしたり、適切な教育を受けさせたりなど、社会的に未熟な子どもを成人まで育て上げるために親が負う権利・義務です。ここでいう教育には、学校教育を受けさせることはもちろん、身体面・精神面の健全な発達を図ることも含まれると解されています。身上監護権は、細かく分類すると、4つの権利で成り立っています。

権利	解説
身分行為の代理権	子供が婚姻・離婚・養子縁組などの身分行為をすることに同意し、代理する権利。未成年の子供は親権者の同意がないと婚姻することができない。
居所指定権	子供が住む場所を決める権利。
懲戒権	子供を叱る、子供にしつけをする権利。子供への体罰や虐待を正当化する口実に使われることが多く、近年では懲戒権の在り方や必要性自体が疑問視されている。
職業許可権	子供が働くことを許可したり、反対に仕事を辞めさせたりする権利。

## ■親権者になるための5つの条件

### ●親権者に必要な5つの要素

1. **子どもへの愛情**・・・子どもへの愛情の深さや子どもとの関係性、精神的な結びつきの強さは、親権者を判断する際に大変重要視されます。

裁判所は、主に以下のような客観的な事情を考慮し、親の子供に対する愛情の深さを判断します。

- 実際に子どもの世話をしてきた実績
- 普段の子どもと過ごす時間の長さ、コミュニケーションの内容
- 仕事と育児の両立の仕方(仕事をしながらも保育園への送迎や学校行事への参加を積極的にしていたかなど)
- 休日の過ごし方(自分の時間を優先せず、積極的に子どもと触れ合ってきたか)



2. **子どもの年齢と意思**・・・「幼い子どもにとって母親は必要不可欠な存在であり、子どもは母親と暮らした方が幸せである」という考え方があります。これを「母性優先の原則」といいます。

実際に、特に乳幼児など、子どもの年齢が幼ければ幼いほど、母性優先の原則が重視され、親権争いでは母親の方が有利であるというのが実情です。しかし、母性優先の原則も絶対的なものではありません。時代の変化とともに家族の在り方や価値観は変化していますし、裁判実務上は、15歳以上の子どもであれば子どもの意思が尊重されます。加えて、これまで子どもの世話をしてきた実績やその他諸々の事情を総合的に考慮し、父親が親権者として相応しいと判断されるケースもあります。

3. **親の健康状態**・・・健康状態が悪く子どもの日常的な世話ができなければ、親権者として相応しくないと判断される可能性があります。持病があると絶対に親権者になれないというわけではありませんが、子どもの福祉(しあわせ)のため、親権者には、子どもの日常的な世話ができる程に「身体的」「精神的」に健康であることが求められます。

4. **離婚後の生活環境**・・・離婚後の生活環境はどうかという点も重要な判断要素です。

子どもが幼い場合は、子どもと一緒に過ごせる時間が長いほうが、親権者として望ましいと判断される傾向にあります。そのほかにも、親権者となる親が子どもと一緒にいられない場合は、代わりに子どもの面倒をみてくれたり、生活をサポートしてもらえたりする祖父母などの親戚が、近所にいる環境かどうかも親権者を判断するにあたって考慮されます。

5. **離婚後の経済状況**・・・離婚後の親の仕事や経済状況も、親権者を判断する際の判断材料の1つです。もちろん、離婚後も経済的に不自由なく子どもを育てていける方が、子どもの福祉にとって望ましいと判断されます。しかし、たとえ相手より収入が低かったとしても、その分は養育費で補えるため、夫婦の経済力の差は、実務上はあまり重要視されていません。なお、借金を繰り返していたり、浪費癖が激しかったりなど、そもそもその経済観念に問題があると判断される場合は、親権者の適格性が否定されることは言うまでもありません。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階 平日10:00~18:00

TEL 095-801-4445 FAX 095-801-4446 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき